

[事案 21-26] 死亡保険金支払請求

- ・平成 21 年 6 月 24 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 8 月 27 日 裁定不開始

< 事案の概要 >

被保険者が自殺したが、うつ病による精神障害中の自殺であり、約款に定める免責事由の「自殺」に当たらないので、死亡保険金を支払ってほしいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

夫が保険に加入して 1 年以内の平成 20 年 6 月に自殺(縊死)した。そこで、死亡保険金を請求したところ、保険会社は、約款で 3 年以内の自殺は免責事由となっており保険金は支払えないと言うが、約款に免責事由として規定する自殺は、被保険者が自分の生命を絶つことを認識して、これを目的として死亡の結果を招く行為、すなわち被保険者の自由な意思にもとづき意識的に行われた自殺に限られている。

夫の自殺は、以下の事情を総合考慮すると、被保険者の自由な意思に基づき行われた自殺と解するのは著しく不合理であり、約款規定の支払免責事由の自殺には当たらないので、死亡保険金を支払って欲しい。

(1) 夫は自殺した際、重症うつ病に罹患していたが、自分は医師でカウンセリング、精神療法、認知療法、投薬指示など家庭内および互いの仕事先から電話やメールによって綿密かつ頻回に治療を行っていた。また、仕事上の交流のあった医師から、メールによるカウンセリングや服薬指示が極めて頻回に行われており、医療機関に直接通院した場合と同視しうる精緻な内容であったと言える。

保険会社が「うつ病による通院日数・頻度がさほど多くない」ことをのみをもって、通院日数・頻度を判断するのは、重大な誤りである。

(2) 夫は引越しを機にうつ病を発症して以降、希死念慮が出現するまで症状は急速に悪化し、出勤困難による休業、欠勤等が続き、貧困妄想からさらに重症化した。事前に死を計画していたとは思えず、死亡時の状況に服薬の痕跡があったことから、昼食後に服薬し、意識が混濁した状況下での結果と推定される。

(3) うつ病患者が自殺するのは、病初期とうつ状態が危篤な時期ではなく、むしろ回復期の多少改善した時期とされており、したがって、「当日および直前数日間の状態が比較的良好であった」ことをもって、「自殺時に意思決定能力が欠如もしくは減弱していたとは言えない」とするのは、重大な誤りである。

(4) 夫は希死念慮と闘いつつ、自殺行為を回避すべく、自ら積極的に様々な治療を試みている。うつ病のほかに希死念慮を引き起こす動機は見受けられない。死亡当日に、翌日の勤務時間調整を依頼するメールを送信していることから、死を計画していたとは言えない。文書が遺されているが、字体、文面等からも「遺書」というよりは「走り書き」であり、これをもって、「自殺時に意思決定能力が欠如もしくは著しく減退していたとは言えない」と断じることは出来ない。

< 保険会社の主張 >

本件については、下記の理由により、民事調停ないしは訴訟手続きにより解決を図ることが相当と判断されることから、裁定手続きによることは承認しがたいと考える。

(1) 被保険者の自殺が約款上の免責事由(自殺)に該当するかにつき、「当時、被保険者が意思決定能力を喪失ないし著しく減弱していたか否か」が争点となっており、申立人側の医師見解と当社側の医師見解を比較検討し、双方の医師に対して質問を行うなどし

て、いずれが医学的に正しいのかを適切に判断できるだけの高度の医学的知識が必要不可欠である。

(2)被保険者の周辺の関係者に対するより詳細な事実確認のための質問、第三者に記録を提出させるための囑託申立てによる資料収集および中立の医的専門家による鑑定など、厳密な事実の確認が必要である。

(3)本件の論点については、最高裁判所の確定判決が存在せず、本件の論点が争われた下級裁判例の中でも、本件のように、症状発症から短期間で、かつ、遺書を残して縊死された事案は見当たらない。

< 裁定の概要 >

本事案については、保険会社より上記のとおり、訴訟により解決を図る旨の「裁定不承認届」が提出された。

裁定審査会では、同不承認届について審理した結果、本件は、事実の認定において厳密な証拠調べが必要と考えられる事案であること、医学的、その他専門的な高度の知識を必要とする事案であることから、訴訟により解決を図ることについて相当の理由があると認め、生命保険相談所規程第 27 条ただし書により、申立人宛にその理由を記載し裁定を開始しない旨通知した。